

第4章 後期プランの施策の方向と事業の内容

<後期プランの体系>

目標	施策の方向	施策
1 向 女 共 同 意 識 画 づ く り 社 会 実 現 に	1 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し
	2 男女共同参画の理解を促進する教育・ 学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ③家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
	3 男性・若者世代にとっての男女共同参 画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 促 進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の 拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④市民の参画機会の拡大
	5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進
	7 職業生活との両立を可能にする 子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
	8 地域・防災分野への男女共同参画の 推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災・防犯における男女共同参画の推進
	9 国際交流への男女共同参画の促進	①外国人市民との交流
3 社 会 づ く り が 互 い の 人 権 を 尊 重 し あ う	10 配偶者等からの暴力の根絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実
	11 女性に対する人権課題への取組	①女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談
	12 生涯を通じた男女の健康支援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
	13 共生社会への推進	①多様な立場の人々への理解促進 ②困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 ③だれもが共に安心して暮らせる環境整備
	プランの推進体制	①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

太宰府市男女共同参画推進条例・男女がいきいきと輝くまちづくりをめざして

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向10は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。